

平成 29 年 7 月 4 日

**(仮称)新百合ヶ丘総合病院増築計画に係る条例環境影響評価
審査書の公告を行いました。**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 48 号) 第 25 条第 1 項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
福島県須賀川市南上町 1 2 3 番の 1
医療法人社団 三成会
理事長 渡邊 一夫
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称) 新百合ヶ丘総合病院増築計画
川崎市麻生区古沢字都古 2 5 5 - 7 番地 他
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成 29 年 7 月 4 日 (火)
- 4 問合せ先
<事業関連>
名 称 : 新百合ヶ丘総合病院
住 所 : 神奈川県川崎市麻生区古沢都古 2 5 5
電 話 : 0 4 4 - 3 2 2 - 9 9 9 1 (代表)
- <環境影響評価関連>
名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社
住 所 : 東京都台東区浅草橋 5 - 2 0 - 8
電 話 : 0 3 - 5 8 2 2 - 2 3 5 9

(川崎市環境局環境評価室担当)
電話 (0 4 4) 2 0 0 - 2 1 5 6

(仮称) 新百合ヶ丘総合病院増築計画に係る条例環境影響評価審査書

平成29年7月

川崎市

(仮称) 新百合ヶ丘総合病院増築計画 (以下「指定開発行為」という。) は、医療法人社団三成会 (以下「指定開発行為者」という。) が、麻生区古沢字都古255-7他、約6.5haの区域において、地上5階地下1階建ての新病院棟及び地上5階建ての立体駐車場並びに道路を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成29年2月8日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。) に諮問し、平成29年6月27日に答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書 (以下「条例審査書」という。) を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：医療法人社団 三成会

代表者：理事長 渡邊 一夫

住 所：福島県須賀川市南上町 123 番の 1

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 新百合ヶ丘総合病院増築計画

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 (第 2 種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区古沢字都古 255- 7 他

区域面積：約 64, 500 m² (市街化調整区域)

(4) 計画の概要

ア 目的

総合病院の増築及び道路の整備

イ 土地利用計画

土地利用区分		計画地	
		面積 (m ²)	構成比
建築物	既設建物	約 6, 790	約 10. 5%
	計画建物 ^{注)}	約 5, 510	約 8. 5%
緑 地		約 32, 260	約 50. 0%
擁壁等・駐車場・通路・その他		約 17, 770	約 27. 6%
公共用地	提供緑地	約 1, 250	約 1. 9%
	取付道路等	約 920	約 1. 4%
合 計		約 64, 500	100. 0%

注) 計画建物には、新病院棟 (約 4, 050 m²)、立体駐車場 (約 1, 460 m²) の面積を含んでいる。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、総合病院の増築及び道路の整備であり、工事中の大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時の騒音対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.034ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の年間2%除外値）が0.041mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.191ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質が0.057mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用することや建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.030ppm、浮遊粒子状物質が0.039mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、多数の工事用車両が通行する場合、ピーク時間が集中しないよう調整を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の冷暖房施設等の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は、0.031ppmで、環境基準を満足すると予測し、短期将来濃度の最大値（1時間値）は、一般的な気象条件では0.0220ppm、建物ダウンウオ

ッシュ時では0.0249ppmで、短期曝露の指針値を満足すると予測している。さらに、冷暖房施設等の整備、点検を徹底し、整備不良・機器の劣化等による排ガス濃度の上昇を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.029ppm、浮遊粒子状物質が0.039mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、来院者や職員に対して、公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期暴露の指針値の上限に近いと予測していること、計画地内に大気汚染物質の影響をできるだけ低く抑えるべき病院施設が存在していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 地形・地質（斜面安定）

本計画の実施に伴う斜面の安定性については、切土最大斜面の勾配を35度とし、川崎市宅地開発指針に示された勾配（35度以下）を満足すると予測している。さらに、斜面の安定を確保するため、道路構造は切土とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事の実施に当たっては、市関係部署と十分協議すること。

ウ 植物

本計画の実施に伴い、計画地に生育する植物種の一部が消失するが、確認された種の多くは関東地方の平地や丘陵地などで広域的にみられる普通種や、人為的な環境下に広く適応した種であり、調査範囲の周辺にも調査範囲内と同様の環境が存在することから、植物相に著しい影響を及ぼすことはないと予測している。また、注目される植物種のキンラン

は、計画地の改変により生育個体の一部が消失すると予測している。これに対し、キンランは、移植が困難とされている種であるため、他の個体が確認されている生育適地へ現状の生育地周辺の土壌とともに移植を行う等の手法の検討を行った上で、移植を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、植物の適切な保全・回復が図られるとしている。

植物群落では、既設緑化地、竹林、コナラ群落、樹園地、畑地、耕作放棄地雑草群落が改変されるが、消失する植生は人為の影響を受けた二次植生であり、環境の変化に強い群落が多いこと、計画地及びその周辺にも同一の植物群落が分布していることから、植物群落の生育環境に著しい影響を与えないと予測している。さらに、改変部以外の樹林について、不要な枝打ち等により樹木を傷めないように配慮するとともに、緑地内に土砂が流入しないように十分配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、植物の適切な保全・回復が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、キンランの移植は困難を伴うことから、環境保全のための措置を徹底すること。

エ 動物

本計画の実施に伴い、計画地を生息地または生息域の一部としている種については、生息域の一部縮小又は消失の可能性があるが、計画地及びその周辺にも同様の環境が存在するため、著しい影響はないと予測している。さらに、工事に際しては、動物の生息環境となる計画地の緑地改変を極力抑制した計画とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、動物の生息環境の適切な保全・回復が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当である。

オ 緑（緑の量）

本計画における緑被率は約51.9%で、地域別環境保全水準に基づく緑被率（33.6%）を上回ると予測している。さらに、現況の樹林地における既存の樹木を可能な限り保存するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑被の著しい減少はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、緑被率の算定に係る緑度の区分について不明瞭な点があることから、条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で各群落の代表的な植生調査票等を示し、緑度の区分を明らかにすること。また、緑被率は、樹園地、畑地等を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、既存樹木の管理に努めること。

カ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 82.7 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事中車両の走行に伴う等価騒音レベルは、地点 1 では 66.5 デシベル、地点 2 では 64.4 デシベルであり、地点 1 で環境保全目標（65 デシベル以下）を超過するものの、現況において既に環境保全目標を超過しており、工事中車両の走行による増加量は 0.1 デシベル程度と予測している。これに対し、多数の工事中車両が通行する場合、ピーク時間が集中しないよう調整を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の冷暖房施設等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 42.0 デシベルで、いずれの時間区分も環境保全目標（昼間：55 デシベル以下、朝・夕：50 デシベル以下、夜間：45 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、定期的に冷暖房施設等の整備及び点検を行い、整備不良・機器の劣化等による騒音レベルの上昇を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、地点 1 では 66.6 デシベル、地点 2 では 64.4 デシベル、地点 3 では 62.5 デシベルであり、

地点1と地点3で環境保全目標（地点1：65デシベル以下、地点3：60デシベル以下）を超過するものの、現況において既に環境保全目標を超過しており、施設関連車両の走行による増加量は0.1～0.2デシベル程度と予測している。これに対し、来院者や職員に対して、公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、冷暖房施設等の稼働において、既設の病院施設でも既に冷暖房施設等が稼働していること、地形の影響により計画地北西側の住宅地に局所的に騒音レベルが高い地域があることが予測されていること、騒音の影響をできるだけ低く抑えるべき病院施設があることから、防音壁の設置等の環境保全措置を検討すること。

また、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は71.0デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は44.8デシベルで、いずれの地点も環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間：60デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、多数の工事用車両が通行する場合、ピーク時間が集中しないよう調整を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は 42.7 デシベルで、いずれの地点も環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、来院者や職員に対して、公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

キ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時における事業系一般廃棄物の年間発生量は、合計約 82 t と予測し、このうち、紙類約 28 t については、再資源化事業者に委託して再生利用を図ることから資源化率は約 34%になると予測している。また、条例等に基づいて適正な規模で設置した廃棄物保管場所に分類して集積・保管したのち、再資源化事業者又は川崎市の許可を受けた業者に運搬を委託して処理する計画であることから、適正に処理されると予測している。さらに、電子カルテ等によるペーパーレス化により一般廃棄物の発生量を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中における産業廃棄物の発生量は、合計約 1,527 t（がれき類約 866 t、木くず約 238 t 等）と予測し、このうち約 1,080 t については有効利用を図ることから資源化率は約 71%になると予測している。また、分別排出を徹底し、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託して処理する計画であることから、適正に処理されると予測している。さらに、産業廃棄物の分別を徹底し、極力資源化

を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時における産業廃棄物の年間発生量は、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物が約 61.7 t（廃プラスチック類約 61.0 t 等）、特別管理産業廃棄物が約 57.3 t（感染性廃棄物約 56.9 t 等）、合計約 119.0 t と予測し、このうち約 0.6 t については有効利用を図ることから資源化率は約 0.5%になるものと予測している。また、分別排出を徹底し、産業廃棄物は、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託して処理する計画であり、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物等）は、種類ごとに専用の容器等に保管の後、特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する計画であることから、適正に処理されると予測している。さらに、有害物質等を含んだ産業廃棄物については、密閉性のある容器を用い、その保管、収集、運搬過程で飛散、漏洩、浸透等による周辺環境への影響が生じないようにするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(ウ) 建設発生土

工事中における建設発生土の発生量は、約 43,100 m³と予測し、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬にあたっては、荷くずれや飛散等が生じないように荷台カバーの使用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ク 景観

本計画の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、市街地の中に緑がみられる景観を呈してい

る地域において既設の病院の敷地内に新病院棟等を建設するものであり、周辺の樹林地にも大きな変化はないことから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、計画建物が視認される地点においても、眺望の変化は小さいと予測している。

さらに、計画建物は、周辺景観に溶け込む色彩にするなど、デザインや色彩、仕上げ等に配慮を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和の保たれた景観となるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

ケ 日照障害

既設建物及び計画建物により、冬至日の最寄りの住居付近の地盤面において日影の影響を受ける建物は122棟で、このうち日影時間1時間未満が83棟、1時間以上2時間未満が19棟、2時間以上3時間未満が13棟、3時間以上4時間未満が6棟、4時間以上5時間未満が1棟で、5時間以上の日影の影響を受ける建物は無いと予測している。また、計画建物は既設の病院施設と同程度の高さとする事や周辺樹林に隠れる高さとする事などで、既設の病院施設や周辺樹林による日影の影響と同程度となるよう努める環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないとしているが、日影の影響が比較的大きくなる住宅等については、その影響の程度について住民等に説明すること。

コ テレビ受信障害

本計画の実施による地上デジタル放送のテレビ受信障害について、東京スカイツリー局及び東京タワー局からの遮蔽障害範囲は、計画建物の南西方向に最大距離約152mで発生するが、おおむね計画地内に留まると予測している。横浜局からの遮蔽障害範囲は、計画建物の北西方向に最大距離約318mで発生し、鶴川局からの遮蔽障害範囲は、計画建物の北方向に最大距離約414mで発生すると予測している。なお、いずれの放送局も反射障害は生じないと予測している。遮蔽障害範囲内の建物は140棟で

あるが、当該範囲内の建物は、ケーブルテレビ等への加入による対策が実施されていることから、実際に影響を受ける可能性がある建物は42棟と予測している。

また、衛星放送の遮蔽障害は、計画建物の北東方向に発生するが、おおむね計画地内に留まると予測している。これに対し、本事業の実施に伴い発生するテレビ受信障害については、障害の状況についての実態調査を行い、その内容に応じて適切な改善対策を講ずるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

サ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事用車両の走行に伴う交通混雑については、ピーク日ピーク時において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大 0.744、交差点需要率は最大 0.503 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

施設関連車両の走行に伴う交通混雑については、ピーク日ピーク時において、施設関連車両が走行する車線混雑度は最大 0.789、交差点需要率は最大 0.551 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。さらに、来院者や職員に対して公共交通機関及びシャトルバスの利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、車両ルートはマウンドアップや植樹帯等により十分な歩車分離がなされているが、信号機のない横断歩道が3か所あるため、交通安全への配慮が必要になると予測している。これに対し、工事用車両の運転手に対して交通安全教育を徹底し、歩行者等の安全確保

に努めるとともに、供用時には、シャトルバスの運転者に対して交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートに信号機のない横断歩道があることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

シ 歴史的文化的遺産

本計画の実施に伴い土地の改変を行う範囲内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「麻生区 No. 36」及び「麻生区 No. 41」が存在していることから、今後試掘調査を実施し、遺跡が発見された場合には、川崎市教育委員会と協議を行い適切な埋蔵文化財包蔵地の保存措置を講ずるとしており、本事業の実施に伴う埋蔵文化財等への影響はないと予測している。さらに、造成工事等により新たに遺跡が発見された場合には、川崎市教育委員会に届け出るとともに、遺跡の保存措置について協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることから、価値ある歴史的文化的文化財について周辺環境を含めて保全が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当である。

ス 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本計画では、危険物等を取り扱うことから、関係法令等に基づき使用・管理について安全対策を講ずるとともに、適切な防災体制を確立する計画とし、また、同様な安全対策を講じている既設病院では、危険物に係る事故等の安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されると予測している。さらに、各物質の取扱いにおける有害性・危険性、緊急時の対応などについて安全確保のための組織体制の確立、マニュアル等の整備を行うとともに、職員に対して定期的な教育、訓練を継続して行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、

人の健康の保護の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られると
している。

この評価はおおむね妥当である。

セ 温室効果ガス

本計画では、コージェネレーション発電機で得られた電力及び排熱を
使用する計画であり、温室効果ガス排出量は約 1,938 t-CO₂/年であり、
コージェネレーション発電機を設置しない場合と比較すると、削減量は
約 137 t-CO₂/年、削減の程度は約 6.6%と予測している。さらに、照明
器具等は、LED等のエネルギー効率の高いタイプの採用に努め、省エ
ネルギーを図るなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効
果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、地球温暖化対策として温室効果ガ
スの排出量の削減に向けた取組が求められていることから、条例準備書
に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ソ その他

既設の病院施設で取り扱っている川崎市環境影響評価等技術指針に示
された土壤汚染に係る物質については、その使用状況や土壤調査の内容
を条例評価書で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「放射性物質」、「ヒートアイランド現象」、「地震
時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目におけ
る環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的
な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査は、工事中の「植物」について行うとしており、この調査項目
の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内

容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成29年2月 8日 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領

2月15日 条例準備書公告、縦覧開始

2月22日 市長から審議会に条例準備書について諮問

3月31日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出15名、17通

4月12日 条例見解書の受領

4月19日 条例見解書公告、縦覧開始

5月 8日 条例見解書縦覧終了

6月27日 審議会から市長に条例準備書について答申

7月 4日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成29年2月22日 審議会（現地視察）

6月 2日 審議会（事業者説明及び審議）

6月26日 審議会（答申案審議）